

事業名 (事業番号)		地域の事業主団体等を活用した「障害者雇用に関する意識改革促進事業」の推進 (20-054)					
実施主体		民間団体等					
事業概要		地域の事業主団体等を活用して「意識改革セミナー」を開催し、企業における具体的な障がい者雇用の取組を促進するとともに、地域の福祉施設・特別支援学校等関係者との交流等を通じた意識改革を図り、地域の関係者が一体となった障がい者雇用の取組の推進					
年 度		平成 17	18	19	20	21	
予算額 (千円)		—	—	—	71,822	廃止・新規	
目 標 と 評 価	目 標	—	—	—	交流会等に参加した中小企業における障がい者の就職件数 200 件以上	—	
	実 績	目 標 の 達 成 度 合 い	—	—	—	未達成 (実績142件) 目標達成率 71%	—
		事 業 執 行 率	—	—	—	経験交流会の開催実績 160% (年 16 回/年 10 回)	—
	評 価 結 果	—	—	—	Z	—	

(注) 本事業は、平成 20 年度のみで行われ、21 年度からは、中小企業事業主団体を活用した「中小企業における障害者雇用推進事業」が新規事業として実施されている。

〈調査結果〉

○ 新規事業の類似性 (項目 3-エ関係)

本事業については、平成 20 年度のみ単年度事業であり、廃止した理由として、厚生労働省は、当年度限りの事業のためとしている。

平成21年度からは、新規事業として中小企業事業主団体を活用した「中小企業における障害者雇用推進事業」が創設された。その事業概要は、中小企業の障がい者雇用を促進するためには、各企業における取組のみならず、中小企業事業主団体を活用し、当該団体を通じその構成員である各企業に対して、障がい者雇用に係る経験交流、情報提供、助言・アドバイス等の各種支援を行うことにより、障がい者雇用の推進に関する意欲・意識を喚起しつつ、中小企業の主体的な取組を促進することが効果的であり、このため、全国組織を有する中小企業事業主団体を通じて、障がい者雇用に関する中小企業事業主に対する相談や具体的なノウハウの提供等を全国的に推進し、中小企業における障がい者雇用の促進を図るとしている。

しかし、平成20年度に実施された事業である「地域の事業主団体等を活用した「障害者雇用に関する意識改革促進事業」の推進」の事業内容、また平成19年度に実施された中小企業団体

による障がい者雇用の啓発・推進のためのモデル事業の事業内容を比較すると、下表のとおり、類似する点が多く、新規事業を創設するに当たり、事業の必要性や事業内容の相違についてまで検討されていないのではないかとみられる。

表 平成19年度、20年度及び21年度の事業内容

平成19年度	20年度	21年度
中小企業団体による障害者雇用の啓発・推進のためのモデル事業の実施	地域の事業主団体等を活用した「障害者雇用に関する意識改革促進事業」の推進	中小企業事業主団体を活用した「中小企業における障害者雇用推進事業」
<p>①中小企業を対象としたセミナー 傘下の中小企業を対象として、障がい者雇用の推進するための啓発を行うセミナーを実施</p> <p>②障がい者に対する傘下企業の企業説明会の実施 地域の障がい者に対し、傘下の中小企業の説明会を実施し、地域の企業における障がい者雇用の情報提供等を行うことを通じて、障がい者雇用の促進を図る</p> <p>③事業主等を対象とした事業所見学会の実施 傘下の中小企業を対象に、障がい者を多数雇用している事業所等障がい者雇用に関心に取り組んでいる事業所の見学会を実施し、実際に障がい者が雇用されている現場を見学、当該事業所の事業主等と意見交換することにより、障がい者雇用についての理解を深める</p> <p>④中小企業における雇用好事例集の作成・公開 障がい者を多数雇用している事業所等障がい者雇用に関心に取り組んでいる事業所の雇用事例を集めた事例集を作成、インターネット上などに公開することにより傘下の中小企業に障がい者雇用事例の周知、障がい者雇用のノウハウの提供・普及を図るとともに、併せて、地域の特別支援学校、就労支援機関等に周知し、一般雇用の促進に資するよう活用を図る</p> <p>⑤中小企業を対象とした障がい者雇用に関する相談体制の整備 委託先の中小企業団体に障がい者雇用推進室を設置、相談員を配置し、傘下の中小企業の障がい者雇用の状況を把握した上で、各企業の状況に応じた障がい者雇用に関するノウハウの提供、各種支援措置の情報の提</p>	<p>①意識改革セミナーの実施 地域の中小企業（特に雇用率未達成企業）を対象として、障がい者雇用を進めるための具体的な取組が主体的に行われるよう、障がい者雇用に関する啓発や障がい者雇用の知識・ノウハウの付与等を行うセミナーを実施</p> <p>②福祉施設・特別支援学校と企業の交流会の実施 地域において、福祉施設・特別支援学校と中小企業が直接交流し、お互いの具体的な状況やニーズについて情報交換等を行うことを通じて、相互の理解促進を図る。福祉施設・特別支援学校に対しては企業での雇用を目指した就労支援について意識づけを行うとともに、企業に対しては障がい者の雇用機会の確保の必要性を認識させるための交流会を実施</p> <p>③障がい者雇用事例集の作成 地域において、障がい者雇用に関心に取り組んでいる事業所の雇用事例を集めた事例集を作成し、地域の企業に対する障がい者雇用事例の周知、障がい者雇用のノウハウの提供・普及を図るとともに、併せて、地域の特別支援学校、就労支援機関等に周知し、一般雇用に向けた就労支援の促進に活用する</p> <p>④中小企業を対象とした障がい者雇用に関する相談体制の整備 委託先の中小企業団体に相談員を配置し、傘下の中小企業の障がい者雇用の状況を把握しつつ、各企業の状況に応じた障がい者雇用に関するノウハウの提供、各種支援措置に関する情報の提供等の相談支援を行う</p>	<p>①「障がい者雇用の実践に関する経験交流会」の開催 中小企業（特に雇用率未達成企業）において、障がい者雇用のための具体的な取組が主体的に行われるようにする観点から、事業協同組合等の活用を含め、障がい者雇用に関心のある企業の取組についての情報交換を行う「障がい者雇用の実践に関する経験交流会」をブロック単位で開催する。</p> <p>②障がい者雇用事例の収集・提供 事業協同組合等の活用も含め、中小企業における障がい者雇用の好事例を収集・提供することにより、中小企業の障がい者雇用の取組の改善、雇用ノウハウの向上を図るとともに、地域における障がい者の支援機関である福祉施設・特別支援学校との連携を促進する。</p> <p>③相談員の配置 企業や事業協同組合等からの障がい者雇用に係る相談に対し助言等を行う相談員を中央及び各都道府県に配置する。</p>

<p>供等を行う</p> <p>⑥雇用管理改善・雇用促進のためのワークショップの開催 傘下の中小企業のうち、障がい者雇用を進めている企業、これから進めようとしている企業等の間で、障がい者の雇用管理改善の具体的な取組、雇用を促進するための課題と対応等についての意見交換や、小グループによるワークショップ（グループ討議や研究・研修等を実施するもの）を実施し、障がい者雇用の具体的なノウハウの向上、共有を図る</p> <p>⑦その他地域の実情に応じた事業の実施 地域における障がい者雇用の実情を踏まえ、上記のほか、傘下の中小企業における障がい者雇用の促進のための事業を独自に企画して実施</p>	<p>⑤その他地域の実情に応じた事業の実施 地域における障がい者雇用の実情を踏まえ、上記のほか、傘下の中小企業における障がい者雇用の促進のための事業を独自に企画して実施</p>	<p>④障がい者の実習受入意向及び雇用意向に関するアンケートの実施（今年度のみ実施予定） 中小企業（特に雇用率未達成企業）に対して、障がい者の職場実習の受入れや障がい者雇用に関する意向を把握するアンケート調査を実施する。</p> <p>⑤その他地域の実情に応じた事業の実施 地域における障がい者雇用の実情を踏まえ、上記のほか、傘下の中小企業における障がい者雇用の促進のための事業を独自に企画して実施</p>
<p><実施労働局> 千葉労働局、東京労働局、富山労働局、大阪労働局</p>	<p><実施労働局> 北海道労働局、秋田労働局、千葉労働局、東京労働局、富山労働局、静岡労働局、愛知労働局、大阪労働局、奈良労働局、広島労働局</p>	<p><実施主体> 厚生労働省</p>

(注) 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。